

資料汚損・破損による弁償判断のガイドライン

原則として、他利用者の利用に供することが困難な状態となった資料について、弁償を求めるものとする。弁償に該当するか否かは、館内協議をもって決定する。

1 図書、雑誌の弁償基準

| 対象 | 弁償を求める状態 |
|-------------------------|--|
| 水濡れ、お茶やコーヒーなどの飲食物等による染み | ①飲食物等により染みなどの汚れが生じた場合 ②飲食物等の付着によりページが接着した場合や、接着をはがしたことによりページが欠損した場合 ③飲食物等の付着によりカビが発生した場合、もしくはカビの発生が想定される場合 ④水濡れにより本が波打って利用が困難な場合 |
| 資料の汚損 | ①マジックやボールペン、クレヨン等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーラインがある場合 ②鉛筆等の消去可能な筆記用具での書き込みであっても、消した後に著しい痕跡が残る場合 ③食べ物、泥、植物、昆虫の死骸など衛生上問題のあるものが挟まり資料を汚している場合 |
| 資料の破損 | ①破れ、切り取り等によりページが欠損した場合 ②セロテープや糊等の付着によりページが接着した場合や、接着をはがしたことによりページが欠損した場合 ③本が割れた場合 |
| その他 | 利用者の故意又は過失により汚破損した資料で、その後の利用ができないと館長が判断した場合 |

2 視聴覚資料の弁償基準

- (1) 再生機器で再生できない状態になった場合
- (2) 再生する際に機器に故障が生じる恐れがある場合

3 次の場合は弁償の対象としないことができる

- (1) 経年劣化が原因と考えられる場合
- (2) 汚破損があっても、修復可能な範囲な場合
- (3) 水濡れの場合でも、汚れが無色で本を読むことに支障がなく、カビの発生も懸念されない場合
- (4) 汚れが表面のみで、本の内部には影響がない場合
- (5) 書き込みや汚損・破損が限定的な場合